

令和8年度 道路等緊急維持修繕業務委託 仕様書

(適用)

第1 本仕様書は、和歌山市(以下「委託者」という。)が行う道路等維持管理業務の内容について必要な事項を定め、契約の適正な履行を図るものである。

(業務委託内容)

第2 業務委託の契約の相手先(以下「受託者」という。)が行う業務内容は、委託者が管理する道路施設(舗装・擁壁・側溝・集水溝など)、また生活道路の機能回復を早急に図らなければならない場合で、次に掲げるものとする。

業務着手に当り、本市職員の指示に基づいて施工するものとする。また、疑義が生じた場合は協議すること。なお、業務委託内容及び交通状況等に応じて、本契約の適正な履行を図るため、交通誘導員の配置の必要が生じる場合は、交通誘導員の配置計画を本市職員に報告し、承諾を得たうえで施工するものとする。

項目	作業内容
路面陥没(路面沈下) 舗装の剥がれ	原因究明のための掘削作業 応急措置としての埋戻・転圧・復旧作業 アスファルト合材などによる穴埋め及び補修作業
側溝・集水溝・取付管などのつまり 側溝蓋などの破損	側溝・集水溝などの浚渫作業・取付管の管通し作業 蓋板などの交換作業・鉄板加工設置作業
コンクリート構造物の破損	型枠組立・コンクリート打設作業(簡易なもの)
和歌山市管理道の維持管理 上支障となる植物・樹木等 雑草などによる視距の確保等	刈払機などによる除草作業及び支障木の剪定又は伐木
交通安全施設の破損	ガードレールや標識、カーブミラー等交通安全施設の撤去や調整
通報システムによる現場確認	My City Report コンソーシアム(道路損傷システムアプリ)からの通報に係る現場確認
その他	和歌山市管理区域道(隧道内も含む)及び駅前広場の落下物などの処理作業(犬猫などの死骸を含む) 和歌山市管理道及び駅前広場の吐しゃ物、排泄物等の処理作業 その他本市職員が指示した作業

(用語定義)

第3 本市職員: 受託者に対し指示、承諾及び協議を行う担当課所属職員。

和歌山市管理道:市道、里道、認定外道路のことを指す。

駅前広場:JR 和歌山駅前、和歌山市駅前、和歌山大学前駅前のこと

(作業場所)

第4 業務委託箇所は、和歌山市内全域とし、本市職員が指示する箇所とする。

2 本業務委託で使用する事務所は、道路管理課塩屋分室とする。

事務所内は常に整頓された状態を保つため、日々整理すること。

(作業員の配置体制等)

第5 作業員の配置体制については、特殊作業員1名、普通作業員2名の計3名の作業員(別記作業員の資格を有する者1名を含む)を常時配置すること。ただし、土日祝祭日及び夜間(本市職員の勤務時間外)において、落下物等の処理作業(犬猫などの死骸を含む)など修繕を伴わない軽作業については、軽作業員での対応を可能とすること。

2 作業は、原則として8時30分から17時15分までとし、当該業務に専任するものとするが、本市職員から出動の要請がある場合は、土曜・日曜・祝祭日又は夜間に関わらず当該業務を行わなければならない。

市役所警備室から出動の要請がある場合は、現地確認を行い、応急業務を速やかに行うこと。

なお、応急業務の判断が困難な場合は、受託者が現場確認を行った後、本市職員の指示を仰ぐこと。

このため、土曜・日曜・祝祭日及び夜間の連絡体制(2名以上)を確保すること。

また、道路陥没など早急な対応を必要とする場合に限らず出動要請があった場合、原則として現場に1時間以内に到着することとする。

3 原則として、稼働日(別紙稼働日表参照)の火曜・木曜日の午前8時30分に来庁し、職員から業務委託箇所及び業務委託内容などの指示を受けること。

4 修繕箇所への車両進入不可の確認、修繕方法を決めるにあたり現場状況の確認を要する場合は受託者の責任において事前調査を行うものとする。

5 業務で使用する小型ダンプトラック、軽ダンプトラック各1台は受託者の負担とする。

6 業務委託日数については年間241日(別紙稼動日数表参照)を予定している。

7 土日祝祭日及び夜間(本市職員の勤務時間外)にあっては、市役所警備員室からの連絡を受託者が直接受け、受託者の責任において本仕様書に定める委託業務を履行することとし、後日報告することとする。また、受託者が現場確認を行った後、本市職員の指示が必要な場合にあっては、本市職員からの連絡が入るまでは受託者の責任において、現地調査を行い、受託者の責任において通行に支障のないよう必要な措置を講ずるものとする。

8 平日にあっても本市職員からの要請があれば、現場確認を受託者が行い本仕様書第2に掲げる作業内容を履行するものとする。

9 台風等による大雨、暴風、波浪警報発令時には2人1組を原則に8人4組を待機させ、本市職員の指示により道路通行止め業務を行うものとする。なお、通行止め解除は本市職員の指示後でなければ受託者の判断で解除できないものとする。

10 本委託業務履行にあたって受託者及び受託者の従業員が負傷した場合、本市は一切の責任を負わないものとする。

11 業務遂行に支障がある、もしくは遂行できない場合、作業員を交代し、当該作業員の今後の業務専任について委託者と協議を行うこと。

(作業員の資格等)

第6 受託者は、現場に常時配置する作業員に次の各号に掲げる作業を行わせる場合は、関係法令に定められた資格を有する者を選任し、労働安全衛生法による技能講習修了証等を携帯した上で作業を行わせなければならない。

(1) 堀削面の高さが2m以上となる地山の堀削作業(労働安全衛生法・施行令第6条9)地山の堀削作業主任者

(2) 土留め支保工の切梁又は腹起工の取付け又は取外し作業(労働安全衛生法・施行令第6条10)土留め支保工作業主任者

(3) 機体重量3t以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込・堀削用)の運転作業(労働安全衛生法・施行令第20条12)

(4) 吊上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン運転作業(労働安全衛生法・施行令第20条7)

(5) 吊上げ荷重1t以上の玉掛け作業(労働安全衛生法・施行令第20条16)

- (6) アーク溶接機を用いて行う溶接作業(労働安全規則第36条3)
- (7) ガス溶接・溶断の作業(労働安全衛生法・施行令第20条10)
- (8) チェーンソーを用いて行う作業(労働安全規則第36条8の2)
- (9) 刈払機を用いて行う作業(安全衛生教育)

(社員の在籍確認)

第7 現場に常時配置する作業員の在籍確認は、健康保険証により行うものとする。

2 現場代理人及び主任技術者の在籍期間は3か月以上とし、作業員については調査日以前に在籍しているものとする。

(機材等の貸与)

第8 道路等維持管理業務委託に使用する機械器具及び諸資材は、貸与する。この場合において、受託者は、善良な管理を行い使用機械の日常整備点検を実施するとともに、常に使用可能状態としなければならない。

2 受託者の故意又は過失によって貸与品が滅失し、若しくは、き損し又はその返還が不可能になったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、現状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

3 機械器具及び諸資材を使用する場合は道路管理課塩屋分室にて調達し、作業終了時に速やかに塩屋分室に返却すること。

4 貸与品が不足している場合、若しくは既存の機材、諸資材で対応できない場合は受託者の経費負担により業務を履行することとし、負担分を本市に請求できないものとする。

(廃棄物等の処理)

第9 現場内で発生した建設発生土、産業廃棄物等は、塩屋分室に搬入し、関係法令に抵触しないように適切に管理しなければならない。

2 現場で発生する廃棄物の運搬については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)の規定を遵守するものとする。

3 犬、猫等の処置については、本市職員の指示に従うものとする。

(書類の提出)

第10 受託者は、小型ダンプトラック及び軽ダンプトラックを確保していることを証する次の各号に掲げる書類を契約締結日までに提出しなければならない。

(1) 小型ダンプトラック及び軽ダンプトラックに係る車検証の写し。ただし、本件契約の契約締結日において有効なものに限る。なお、自社保有とは、当該車検証の使用者又は所有者欄に自らの氏名又は名称が明記されており、自らが支配し、所持し、隨時自由に使用することができる状態にあることをいい、賃貸借契約等により使用する権利を有するとは、賃貸借契約書、使用承諾書等により権利の移譲が明らかな書面を交わし、かつ、当該車両を自社で管理する場所に保管し、隨時自由に使用することができる状態にあることをいう。

(2) 小型ダンプトラック及び軽ダンプトラックを賃貸借契約等により確保している者に限り、賃貸借契約書の写し又は使用承諾書の写しを提出しなければならない。ただし、1年以上継続する賃貸借契約を契約締結日以前に締結しているもの又は1年以上継続して使用する承諾が契約締結日以前からあるものに限る。

第11 受託者は、日報及び月作業別集計表を提出しなければならない。なお、日報には作業員の氏名及び勤務時間を明記し、本市職員の確認を受けること。

2 写真管理については、作業毎に整理し、提出しなければならない。

3 道路管理課塩屋分室への作業員3名の出勤状況を写真で記録し、提出しなければならない。

4 使用機械の日常整備点検を実施した項目を日常整備点検票作成し記録し、提出しなければならない。

5 これらの書類は翌月10日までに提出しなければならない。

(その他)

第12 (1) 受託者は、必要に応じて資材置場を提供しなければならない。

(2) 予算が成立しない場合は、契約を締結しないことがある。

第13 委託者からの緊急を明記された指示内容については、3日以内に対応状況を担当者に報告し、3日以上かかる場合は事前に担当者に電話、メール、FAX等で連絡すること。

その他の指示内容については、7日以内に対応状況を担当者に報告し、7日以上かかる場合は事前に担当者に電話、メール、FAX等で連絡すること。

第14 夜間休日等での作業前にJR西日本や南海電鉄等関係機関にも必要に応じて連絡をすること。

第15 塩屋分室を使用する場合は、別途職員が指定した様式による鍵の借用書を提出すること。

第16 入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

道路等緊急維持修繕業務委託

見積書

(消費税及び地方消費税を含まない)

	種 別	見 積 単 価	見 積 金 額
1	特殊作業員 (一般運転手を兼ねる)	1名 241人/年	1人1日当たり 円
2	普通作業員	2名 482人/年	1人1日当たり 円
4	軽作業員	1名 12人/年	1人1日当たり 円
5	交通誘導員	1名 3人/月当たり	1人1日当たり 円
6	小型ダンプトラック	12月/年	1台1月当たり 円
7	軽ダンプトラック	12月/年	1台1月当たり 円
8	小計		1~6の合計 円
9	諸経費 燃料費、安全費、現場管理費、一般管理費(消耗品費含む)	12ヶ月	1~6の合計の % 円
10	年間の合計		7と8の合計 円

※予定数量は実際の作業量とは異なることがある。

令和 年 月 日

住所

称号または名称

代表者氏名

令和 8 年度 稼動日数 (土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月																			
1	水	1	1	金	1	1	月	1	1	水	1	1	土		1	火	1	1	木	1	1	日		1	火	1	1	金		1	月	1	1	月	1						
2	木	1	2	土		2	火	1	2	木	1	2	日		2	水	1	2	金	1	2	月	1	2	水	1	2	土		2	火	1	2	火	1						
3	金	1	3	日		3	水	1	3	金	1	3	月	1	3	木	1	3	土		3	火		3	木	1	3	日		3	水	1	3	水	1						
4	土		4	月		4	木	1	4	土		4	火	1	4	金	1	4	日		4	水	1	4	金	1	4	月	1	4	木	1	4	木	1						
5	日		5	火		5	金	1	5	日		5	水	1	5	土		5	月	1	5	木	1	5	土		5	火	1	5	金	1	5	金	1						
6	月	1	6	水		6	土		6	月	1	6	木	1	6	日		6	火	1	6	金	1	6	日		6	水	1	6	土		6	土		6	土				
7	火	1	7	木	1	7	日		7	火	1	7	金	1	7	月	1	7	水	1	7	土		7	月	1	7	木	1	7	日		7	日		7	日				
8	水	1	8	金	1	8	月	1	8	水	1	8	土		8	火	1	8	木	1	8	日		8	火	1	8	金	1	8	月	1	8	月	1						
9	木	1	9	土		9	火	1	9	木	1	9	日		9	水	1	9	金	1	9	月	1	9	水	1	9	土		9	火	1	9	火	1						
10	金	1	10	日		10	水	1	10	金	1	10	月	1	10	木	1	10	土		10	火	1	10	木	1	10	日		10	水	1	10	水	1						
11	土		11	月	1	11	木	1	11	土		11	火		11	金	1	11	日		11	水	1	11	金	1	11	月		11	木		11	木	1						
12	日		12	火	1	12	金	1	12	日		12	水	1	12	土		12	月		12	木	1	12	土		12	火	1	12	金	1	12	金	1						
13	月	1	13	水	1	13	土		13	月	1	13	木	1	13	日		13	火	1	13	金	1	13	日		13	水	1	13	土		13	土		13	土				
14	火	1	14	木	1	14	日		14	火	1	14	金	1	14	月	1	14	水	1	14	土		14	月	1	14	木	1	14	日		14	日		14	日				
15	水	1	15	金	1	15	月	1	15	水	1	15	土		15	火	1	15	木	1	15	日		15	火	1	15	金	1	15	月	1	15	月	1						
16	木	1	16	土		16	火	1	16	木	1	16	日		16	水	1	16	金	1	16	月	1	16	水	1	16	土		16	火	1	16	火	1						
17	金	1	17	日		17	水	1	17	金	1	17	月	1	17	木	1	17	土		17	火	1	17	木	1	17	日		17	水	1	17	水	1						
18	土		18	月	1	18	木	1	18	土		18	火	1	18	金	1	18	日		18	水	1	18	金	1	18	月	1	18	木	1	18	木	1						
19	日		19	火	1	19	金	1	19	日		19	水	1	19	土		19	月	1	19	木	1	19	土		19	火	1	19	金	1	19	金	1						
20	月	1	20	水	1	20	土		20	月		20	木	1	20	日		20	火	1	20	金	1	20	日		20	水	1	20	土		20	土		20	土				
21	火	1	21	木	1	21	日		21	火	1	21	金	1	21	月		21	水	1	21	土		21	月	1	21	木	1	21	日		21	日		21	日				
22	水	1	22	金	1	22	月	1	22	水	1	22	土		22	火		22	木	1	22	日		22	火	1	22	金	1	22	月	1	22	月		22	月		22	月	
23	木	1	23	土		23	火	1	23	木	1	23	日		23	水		23	金	1	23	月		23	水	1	23	土		23	火		23	火		23	火		23	火	1
24	金	1	24	日		24	水	1	24	金	1	24	月	1	24	木	1	24	土		24	火	1	24	木	1	24	日		24	水	1	24	水	1	24	水	1			
25	土		25	月	1	25	木	1	25	土		25	火	1	25	金	1	25	日		25	水	1	25	金	1	25	月	1	25	木	1	25	木	1	25	木	1			
26	日		26	火	1	26	金	1	26	日		26	水	1	26	土		26	月	1	26	木	1	26	土		26	火	1	26	金	1	26	金	1	26	金	1			
27	月	1	27	水	1	27	土		27	月	1	27	木	1	27	日		27	火	1	27	金	1	27	日		27	水	1	27	土		27	土		27	土				
28	火	1	28	木	1	28	日		28	火	1	28	金	1	28	月	1	28	水	1	28	土		28	月	1	28	木	1	28	日		28	日		28	日				
29	水		29	金	1	29	月	1	29	水	1	29	土		29	火	1	29	木	1	29	日		29	火		29	金	1					29	月	1					
30	木	1	30	土		30	火	1	30	木	1	30	日		30	水	1	30	金	1	30	月	1	30	水		30	土						30	火	1					
			31	日					31	金	1	31	月	1				31	土					31	木		31	日						31	水	1					
計		21	計		18	計		22	計		22	計		20	計		19	計		21	計		19	計		20	計		19	計		18	計		22	241					

※ R8.12.29 ~ R8.1.3 は休暇とする。

業務委託契約書

和歌山市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、道路等緊急維持修繕業務委託について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 発注者は道路等緊急維持修繕業務委託（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 受注者は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の契約単価は、下記の通りとする。ただし、1箇月合計金額に円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。また、1人1日当たりの労働時間は8時間としている。

(1) 特殊作業員（1人1日当たり）	¥	円（消費税及び地方消費税分を含む。）
(2) 普通作業員（1人1日当たり）	¥	円（消費税及び地方消費税分を含む。）
(3) 軽作業員（1人1日当たり）	¥	円（消費税及び地方消費税分を含む。）
(4) 交通整理員（1人1日当たり）	¥	円（消費税及び地方消費税分を含む。）
(5) 小型ダンプ（1台1月当たり）	¥	円（消費税及び地方消費税分を含む。）
(6) 軽ダンプ（1台1月当たり）	¥	円（消費税及び地方消費税分を含む。）
(7) 時間外勤務の1時間当たり手当額は（1）から（4）に規定する1人1日（8時間）当りの額に125/100を乗じ、1人1日当たりの労働時間8時間で除した額とし、15分間隔で支給する。ただし、円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。		
(8) 諸経費は（1）から（7）の1箇月合計額の		パーセントに相当する額。ただし、前（1）から（7）の合計額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は業務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行についてあらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第7条 受注者は業務の管理を行う現場代理人及び主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は本市職員から現場説明・指示を受け、主任技術者及び現場作業員に指示するものとする。

3 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは受注者に対して報告を求め、又は受注者に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面により定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、発注者受注者協議して定める。

(損害の負担)

第10条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、発注者が負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者受注者協議して定める。

2 発注者は、委託業務の履行に関して発生した事故により受注者の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(受注者の履行不能)

第11条 受注者は、その責めに帰すべき理由により業務委託を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、発注者に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、発注者が定める。

2 前項の場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第12条 受注者は、毎月、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を発注者が定める方式により発注者に通知し、発注者の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第13条 受注者は、毎月、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、発注者に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、次条及び受注者の債務不履行による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は

その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を受注者に支払わなければならない。

第15条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第9条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(受注者の解除権)

第16条 受注者は、発注者の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第9条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(車両の使用)

第17条 受注者が本業務を履行するに当たり、発注者所有の次の車(以下「公用車」という。)を使用することができるものとする。

車名	車両番号
スズキ(軽四ダンプ)	和歌山480 ち1532
トヨタ(ショベルローダー)	和歌山 2 う 216
三菱(2tクレーン車)	和歌山100 さ1680
トヨタ(2tダンプ)	和歌山100 さ 163
日野(2tパッカー)	和歌山800 さ 231

2 発注者は、受注者が本委託業務のために公用車を使用中に発生させた事故(以下「委託業務中の事故」という。)に対して責任を負うものとする。ただし、発注者は、委託業務中の事故により運転者本人の生命又は身体に生じた損害に対しては責任を負わないものとする。

3 受注者は、委託業務中の事故により公用車に生じた損害に対して発注者が修理を必要と判断した場合、発注者の付保する自動車保険の補償範囲を超える修繕費用について負担するものとする。

4 受注者は事故が発生した場合は速やかに発注者及び警察に報告し、発注者の指示に従うこととする。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 受注者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 受注者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 受注者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る発注者の解除)

第19条 受注者が次の各号のいずれかに該当したとき、発注者は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が発注者の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、受注者に対する納付命令が確定したときは、

当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (5) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を発注者に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(契約不適合責任)

第20条 発注者は、第13条の規定による確認の日から1年間、受注者に対して契約不適合による補修を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の契約不適合による補修に替え、損害賠償を請求することができる。
- (賠償金等の徴収)

第21条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者が受注者に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは受注者に追徴する。

(秘密の保持等)

第22条 受注者は、委託業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の履行過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (個人情報取扱特記事項の遵守)

第23条 受注者は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、受注者の氏名及び住所並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第24条 受注者は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー(以下「ポリシー」という。)を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産(以下「情報資産」という。)を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- 3 発注者は、受注者が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(補 則)

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて双方協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有す

る。

令和 年 月 日

発注者 住所 和歌山市七番丁23番地
氏名 和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

受注者 住所
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだったときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。